

贈与の事実と贈与税の申告

平成27年1月1日以後の相続税の基礎控除の引き下げ等を受け、生前贈与に関心が高まっています。

相続税の調査では、子や孫の名義になっている預金や不動産などが、生前被相続人から子等に贈与されたものといえるのがよく問題となります。贈与の事実がなく、被相続人の固有の財産であれば、これらの財産は相続財産に含まれることになるからです。この点、贈与税の申告納付をしていたとしても、そのことをもって贈与の事実が認定されたことにはならず、贈与があったか否かは総合的に判断されます。

贈与とは、「当事者の一方が自己の財産を無償で相手方に与える意思表示し、相手方が受託をすることによって、その効力を生ずる。」とされています（民法549）。両者の意思があれば口頭でも贈与は成立しますが、調査等で贈与の事実が証明できるのかが問題です。

贈与税の申告納付をしておけば、贈与の事実が税務署に認定されたものとして、今後の調査でも問題視されないだろうと捉える向きもあるようですが、贈与税の申告納付はひとつの判断材料に過ぎません。

現に、同族会社の株式に係る贈与税の申告納付がされていたものの、「・・・贈与税の申告及び納税の事実とは贈与事実を認定する上での一つの証拠とは認められるものの、贈与事実の存否は飽くまでも具体的な事実関係を総合勘案して判断すべきと解するのが相当である。」として、その事実関係から贈与がなかったものとし相続財産に含まれるとした裁判もあります。（平成19年6月26日）

客観的に贈与の事実が証明できるように、贈与のあった日付や内容等を記した契約書を作成することはもちろん、贈与財産を受贈者自身が管理しておくことが肝要といえます。



具体的には、預金口座への振り込み等で記録を残し、口座のカードや通帳、印鑑は受贈者が保有し口座の出し入れ等の管理をします。不動産であれば所有権移転登記をし、受贈者が維持費の負担や果実を収受するといったことが挙げられます。

・相続税の遺産に係る基礎控除額が引き下げられました。

○ 遺産に係る基礎控除額が引き下げられます。

【改正前】	【改正後】
5,000万円 + (1,000万円 × 法定相続人の数)	3,000万円 + (600万円 × 法定相続人の数)

※平成27年1月1日以後に相続または遺贈により取得する財産に係る相続税について適用されます。

相続税の基礎控除が引き下げられ、特に都心部に不動産等を有している方は新たに課税対象となることが考えられます。

また、最高税率も引き上げられるため、適切に相続税対策を行っていくことが重要です。

・贈与事実はきちんと残すことが大切。

贈与か贈与でないかは、税務署もよく確認してくるところです。

このことは贈与税には6年という時効があることも関係しています。

贈与と認め、それが時効になってしまえば贈与税はとれませんが、被相続人の財産なら相続税でとれるのです。

・税務署が生前贈与を認めるのは？名義預金に注意！！

名義預金とは、形式的には家族の名前で預金しているが、実質的にはそれ以外の真の所有者がいる、つまり、それら親族に名義を借りているのに過ぎない預金をいいます。

家族間の資金の移動が、贈与ではないと判断される場合には名義預金として被相続人の相続財産とみなされてしまうのです。

生前贈与を名義預金ではなく、贈与だと税務署に認めさせるには、いくつかの条件があります。

具体的には、

受贈者が贈与の事実を知り、

受贈者が預金の管理をし、

受贈者自身の印鑑を使用し、

預金から得られる利益を受贈者が享受している、

などです。

税務調査の際には、他にも様々な要件を踏まえ、総合的に調査されます。

名義預金には、くれぐれもご注意ください。

